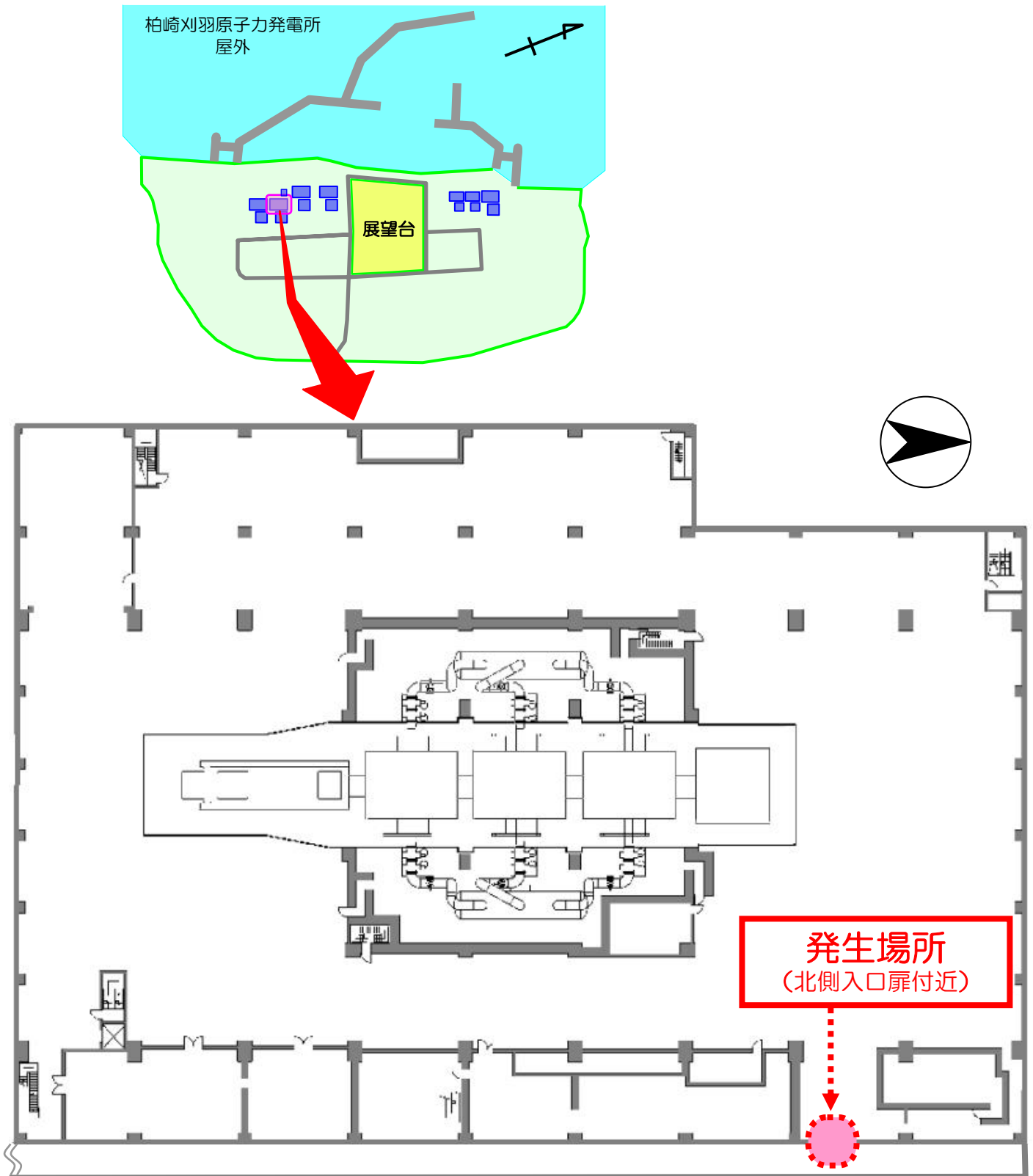


区分：Ⅲ

号機	2号機	
件名	タービン建屋におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 22 年 1 月 19 日午前 8 時 40 分頃、2 号機のタービン建屋 1 階北側入口扉付近（管理区域）において、作業場に向かうために移動していた協力企業作業員が、入口扉に右手薬指を挟み爪を剥がしました。</p> <p>右手薬指から出血していたことから、当社応急処置室にて応急処置を行った後、業務車にて病院に搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありません。</p> 	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、右手薬指骨折と診断されました。</p> <p>今回の事例を当社社員や協力企業に対して周知するとともに、扉の開閉を行う場合は、指を挟まないように慎重に開閉することを再徹底いたします。</p>	

2号機タービン建屋におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所2号機 タービン建屋 1階